

津市税外収入金延滞金減免取扱要綱

令和5年3月31日訓第28号

(趣旨)

第1条 この要綱は、津市税外収入金に対する督促等に関する条例（平成18年津市条例第74号。以下「条例」という。）第4条第4項の規定による延滞金の減免（延滞金を減額し、又は免除することをいう。以下同じ。）の取扱いについて、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(減免の基準)

第2条 条例第4条第4項に規定する納期限（以下「納期限」という。）までに納付しなかったことについて市長がやむを得ない理由があると認める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 納付者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害又は盗難により著しい損失（保険金、損害賠償金等により補填されたものを除く。）を受けた場合で、納付の資力を失ったと認められるとき。
- (2) 納付者又は納付者と生計を一にする親族が病気又は負傷により、多額の医療費その他の経費（保険金、損害賠償金等により補填された経費を除く。）を要した場合で、納付の資力を失ったと認められるとき。
- (3) 納付者が失職し、又はその事業を廃止し、若しくは休止した場合で、納付の資力を失ったと認められるとき。
- (4) 納付者がその事業につき著しい損失を受けた場合で、納付の資力を失ったと認められるとき。
- (5) 納付者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助を受けたとき。
- (6) 納付者が破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産手続開始の決定を受けたとき。
- (7) 納付者の相続人が限定承認又は相続放棄をし、相続財産管理人が選任されたとき。
- (8) 納付者が民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の決定を受けた場合又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の決定を受けたとき。
- (9) 納付者が身体の拘束を受けたため、条例第1条に規定する税外収入金

- (以下「税外収入金」という。)を納付することができなくなった場合
- (10) 納付者が税外収入金の納付の告知があったことを知ることができない正当な事由がある場合で、やむを得ないと認められるとき。
 - (11) 税外収入金が、教育、療養、社会福祉等を目的とした本市が行う事業に関するものであって、市長が別に定めるものである場合
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める場合
(減免の期間)

第3条 延滞金の減免の期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 前条第1号から第5号までに掲げる場合 事実発生の日から1年以内
 - (2) 前条第6号から第8号までに掲げる場合 納期限からそれぞれの手続が終了するまでの期間
 - (3) 前条第9号に掲げる場合 納期限から身体の拘束を解かれる日までの期間
 - (4) 前条第10号に掲げる場合 納期限から税外収入金の納付の告知があったことを知ったと認められる日までの期間
 - (5) 前条第11号及び第12号に掲げる場合 市長が別に定める期間
- 2 前項各号の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、延滞金の減免の期間を延長することができる。

(減額の割合)

第4条 延滞金の減額をする場合における減額の割合は、10割とする。

(減免の申請)

第5条 第2条第1号から第10号まで及び第12号に掲げる場合に該当するものとして延滞金の減免を受けようとする者は、延滞金減免申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、市長が申請書又は添付書類の提出を要しないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 第2条第1号に掲げる場合 罹災証明書、盗難届出証明書、交通事故証明書その他の財産の損失を受けたことを証する書類の写し
- (2) 第2条第2号に掲げる場合 医師による診断書、医療費の領収書その他の疾病にかかったこと等を証する書類の写し
- (3) 第2条第3号に掲げる場合 離職票、雇用保険受給資格者証、事業廃業届、商業登記簿の登記事項証明書その他の失業又は事業の廃止等の状態に

あることを証する書類の写し

- (4) 第2条第4号に掲げる場合 事業に著しい損失を受けたことを証する書類の写し
- (5) 第2条第5号に掲げる場合 生活保護受給証明書の写し
- (6) 第2条第6号に掲げる場合 破産手続開始決定通知書の写し
- (7) 第2条第7号に掲げる場合 相続財産管理人が選任されたことを証する書類の写し
- (8) 第2条第8号に掲げる場合 更生手続開始決定通知書又は再生手続開始決定通知書の写し
- (9) 第2条第9号、第10号及び第12号に掲げる場合 市長が必要と認める書類
(減免の決定)

第6条 市長は、前条の規定による提出があった場合は、これを審査し、速やかに延滞金の減免の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、延滞金減免承認決定通知書（第2号様式）又は延滞金減免不承認決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の延滞金の減免の承認を決定する場合において、必要な条件を付すことができる。

(減免の取消し)

第7条 市長は、前条第1項の規定による延滞金の減免の決定を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該延滞金の減免の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する減免の基準に該当しなくなったとき。
- (2) 前条第3項の規定により付された条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正の行為により延滞金の減免の決定を受けたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、延滞金減免承認決定取消通知書（第4号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

延滞金減免申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名

⑩

法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所在
地、名称及び代表者の氏名

電 話

津市税外収入金の延滞金の減免を受けたいので、津市税外収入金延滞金減免取扱要綱第5条の規定により申請します。

単位：円

延滞金を減免を申請する金	年 度	期 別	税外収入金の名称	税外収入金額	減免申請額
減免の理由	減免理由：津市税外収入金延滞金減免取扱要綱第2条第 号 事実発生の日： 年 月 日				

※ 申請者（法人にあつては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

（次の欄は記入しないでください。）

事務処理欄	津市税外収入金延滞金減免取扱要綱第2条第 号に該当	
	確認資料	
	備 考	

第2号様式（第6条関係）

延滞金減免承認決定通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名）様

津市長（氏 名）

年 月 日付けで申請のありました延滞金の減免については、津市税外収入金延滞金減免取扱要綱第2条第 号に該当することから、次のとおり決定しましたので、同要綱第6条第2項の規定により通知します。

単位：円

減免を決定する延滞金	年度	期別	税外収入金の名称	税外収入金額	減免申請額
条件					
備考	1 減免理由に該当しなくなった場合は、直ちに市長に届け出てください。 2 減免の決定後にその減免が不相当と認められる場合は、津市税外収入金延滞金減免取扱要綱第7条第1項の規定により当該減免の決定を取り消すことがあります。				

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第3号様式（第6条関係）

延滞金減免不承認決定通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名）様

津市長（氏 名）

年 月 日付けで申請のありました延滞金の減免については、津市税外収入金延滞金減免取扱要綱第2条各号に掲げる場合のいずれにも該当しないことから、次のとおり不承認の決定をいたしましたので、同要綱第6条第2項の規定により通知します。

単位：円

と減免を不承認する延滞金	年度	期別	税外収入金の名称	税外収入金額	減免申請額
理由					

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式（第7条関係）

延滞金減免承認決定取消通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名）様

津市長（氏 名）

年 月 日付け 第 号で承認しました延滞金の減免については、津市税外収入金延滞金減免取扱要綱第7条第1項第 号に該当することから、次のとおり取り消しましたので、同条第2項の規定により通知します。

取消決定額

理由

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。